

東京都共用記者室設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京都が庁内に設置する東京都共用記者室（以下「共用記者室」という。）の利用に関し、手続、方法その他必要な事項を定め、もって共用記者室の円滑な運営を図ることを目的とする。

(共用記者室設置の趣旨)

第2条 東京都の施策や行事などの公共的情報を都民等に周知させる広報活動の一環として報道機関に使用させるため、庁舎内に共用記者室を設置する。

(設置場所)

第3条 共用記者室は、東京都政策企画局戦略広報部報道課執務室内に設置する。

(利用資格)

第4条 共用記者室を利用できる者は、次に掲げる要件を備えた法人又は個人とする。ただし、公共性を著しく損なうおそれのある者を除く。

(1) 東京都の施策、行事等の公共的情報を公正に報道すること。

(2) 次に掲げる団体に加盟していること。

ア 一般社団法人 日本新聞協会

イ 一般社団法人 日本地方新聞協会

ウ 公益社団法人 日本専門新聞協会

エ 一般社団法人 日本雑誌協会

オ 一般社団法人 日本民間放送連盟

カ 公益社団法人 日本記者クラブ

キ 公益社団法人 日本外国特派員協会

(3) 政党又は宗教の目的を達成するために新聞又は雑誌を発行していないこと。

(利用承認手続)

第5条 共用記者室を利用しようとする者は、東京都共用記者室利用承認申請書（別記様式1）を、あらかじめ東京都知事に次に掲げる書類を添付して申請し、その承認を受けなければならない。

(1) 第4条第2号に掲げる団体に加盟していることを証明する書類の写し

(2) 写真（申請前6月以内にカラー撮影した無帽、上半身正面向きで縦4.5センチメートル横3.5センチメートルの大きさのもの）

2 東京都知事は、前項の申請を受けた場合は、速やかに当該申請の内容を審査し、前条の利用資格があると認めたときは、東京都共用記者室利用承認書（別記様式2）及び東京都共用記者室利用者証（別記様式3。以下「利用者証」という。）を、利用資格がないと認めたときは、東京都共用記者室利用不承認通知書（別記様式4）をそれぞれ申請者に対して交付しなければならない。

3 共用記者室の利用を承認する期間は、利用を承認する日から当該年度の末日までとする。

4 第2項の規定により利用の承認を受けた期間を更新しようとする者は、当該利用承認期間の末日の10日前までに、第1項に規定する申請をしなければならない。この場合においては、第2項及び前項の規定を準用する。

5 第2項の規定により利用の承認を受けた者が、その後前条の利用資格を喪失したときは、速やかに東京都知事に利用者証を返還しなければならない。

6 第2項の規定により利用の承認を受けた者は、利用者証を破り、汚し、又は失ったとき、東京都共用記者室利用者証再交付申請書（別記様式5。以下「再交付申請書」という。）により、当該利用者証の再交付の申請を行うことができる。

(1) 利用者証を破り、又は汚した場合には、再交付申請書に、当該利用者証を添付しなければならない。

(2) 利用者証の再交付を受けた後、失った利用者証を発見したときは、速やかにこれを東京都知事に返還しなければならない。

（利用日及び利用時間）

第6条 共用記者室の利用日及び利用時間は、原則として東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める東京都の休日を除く日の午前9時から午後7時までとする。

（便宜供与の範囲）

第7条 共用記者室には、机、椅子等の什器類、内線専用電話機、携帯パソコン用コンセント及びテレビ受像器を設置し、共用記者室を利用する者の便宜に供するものとする。

（利用条件）

第8条 共用記者室を利用するときには、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 利用者証を有する者は、庁舎内に立ち入り後、退庁するまでの間、利用者証を見やすい位置に着用しなければならない。

(2) 共用記者室内の資料を室外へ持ち出してはならない。

(3) 共用記者室への入室は、利用者証を有する者（共用記者室内の資料を閲覧するために都庁記者クラブ加盟記者が入室する場合を含む。）のみとし、その所属する法人又は個人の関係者は入室することはできない。

(4) 共用記者室の利用は、純然たる取材活動及び記事の整理の利用に限るものとし、それ以外の目的のために使用してはならない。

(5) 共用記者室に備付けの机、椅子、電話機等は、すべて利用者証を有する者の共用とし、個人が専用して使用してはならない。

（管理）

第9条 利用者が共用記者室を利用するに当たっては、善良な管理者の注意を持って当該共用記者室を利用しなければならない。

2 利用者は、その責に任ずべき事由によって共用記者室及び第7条の規定により便宜供与を受けた備品等をき損した場合は、その賠償の責に任ずるものとする。

（目的以外の利用禁止）

第10条 利用者が第8条の規定に違反して共用記者室を利用したときは、東京都は、当該利用者に対して、共用記者室の利用を中止し、若しくは退室を命じ、又は利用承認を取り消すことができる。

2 前項の命令又は利用承認の取り消しを受けた者は、直ちにその利用を中止し若しくは退室し、又は利用者証を返還しなければならない。この場合には、共用記者室を原状に回復しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱の実施に必要な事項は、東京都政策企画局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 13 年 11 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 7 月 16 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 2 月 15 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 3 月 19 日から施行する。